

第60回(令和2年度第3回)富良野市都市計画審議議事録(要点筆記)

日 時 9月30日(水) 午後1時30分～午後3時40分
場 所 富良野市役所 大会議室
出席者 水間委員、渋谷委員、松下委員、及川委員、家次委員、年代委員、浦田委員、
荅原委員、山田委員、藤本委員
事務局 小野建設水道部長、佐藤都市建築課長、黒崎都市建築課主幹、
竹内都市建築係長、渡邊都市建築係



開 会(13:30)

(進行:事務局)

ただ今より、令和2年度第3回、都市計画法第77条の2に基づく法定審議会としては通算で60回目の都市計画審議会を開催します。

本日の審議会は、委員数11名に対し、10名のご出席を賜りました。これにより、富良野都市計画審議会条例第6条に規定する過半数の出席がありましたので、本審議会は成立していることをご報告いたします。

市 長 挨 拶



(北 市長)

令和2年度 第3回富良野市都市計画審議会の開会にあたり、ひと言ご挨拶申し上げます。委員のみなさまにおかれましては、たいへんお忙しい中、ご出席をいただきまして、たいへんありがとうございます。本日は行政のICT・デジタル化にむけて、データを使ったペーパーレス会議としています。紙を減らしていくことで経費を抑えるなど試験的な取り組みとなります。

さて、前回の審議会では、第3次都市計画マスタープラン第3章:【踏まえるべき課題】及び、第4章:【まちづくりの理念と都市計画の目標】について審議をいただき、将来の人口減少を見据えたまちづくりへのご意見や、開発の可能性のある地域における建築物の規制の方向性など議論してきたと聞いております。

本日の審議会では、都市計画におけるまちづくりの基本的な理念や都市計画の目標を踏まえうえで、第5章:【都市レベルの基本方針】、土地利用、市街地整備、交通体系、自然環境、都市施設、都市防災、都市景観、多岐にわたっての基本方針を議論いただきます。また、第6章:【地区レベルの基本方針】では、地区区分を設定し、地区区分における基本方針を審議することとしております。

審議にあたりましては、今後、10年、20年後のまちづくりをイメージしながら、多様な議論をいただきたいと考えておりますので、委員のみなさまの忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

季節は秋が深まり、寒さ厳しい季節を迎えようとし

ています。コロナに関しては、感染は落ち着きを見せておりますが、宿泊・飲食など経済対策はこれからという状況です。委員の皆様には、健康に留意いただき、益々のご活躍を祈念いたしまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願います。

会 長 挨 拶



(会 長)

2020年も残り3ヵ月となりました、みなさまいかがお過ごしでしょうか。第3次富良野市都市計画マスタープランは2021年から2040年までの20年間のまちづくりのイメージをするということで、私個人としては考えるのは難しく荷が重いといつも感じています。ですが、市民としての生活実感を素直に伝え、様々な立場のみなさんと意見交換することで、計画策定できるものと信じています。

本日は途中休憩もはさみながら、長丁場となりますが委員のみなさまからの積極的な発言をお願いしたいと思います。

審 議 事 項

◎議案第1号

富良野市都市計画マスタープランの改定について

(事務局)

資料1 富良野市都市計画マスタープラン(以下、『資料1』)に基づきまして、本日は第5章：都市レベルの基本方針、第6章：地区レベルの基本方針を中心に審議をいただきます。

また、当日配付資料として、事前配付資料の修正箇所を示した資料をお配りしています。市役所内部での確認作業が遅れ、修正点が多くあることをお詫び申し上げます。

それでは、説明に入ります。事務局からの説明は、大きく4つの構成です。1つ目が前回の委員会の振り返り、2つ目が第5章都市レベルの基本方針の説明、3つ目が第6章地区レベルの基本方針の説明、4つ目が課題と思われる都市計画区域の箇所について写真などで補足説明します。途中、第5章の説明のあとに質問・意見をいただき、休憩をはさみ、その後の説明と全体質疑という流れで進めて参ります。

はじめに、前回の委員会で議論になりました清水山地区の開発に関連して、2点説明します。まず1点目が、渋谷委員から質問のありました「清水山地区における開発可能性のある用地の把握について」です。開発が比較的すぐに始められる可能性があるという視方から、地目を【雑種地】【原野】に特定し調査した結果、合算すると約76,000㎡の用地が確認することができました。最大で約25,000㎡の用地が1筆、8,000㎡程度の用地が4筆ほどありました。次に2点目として、都市計画マスタープラン70ページの都市構造図について、浦田委員より質問のありました「観光交流拠点の位置づけについて」です。観光交流拠点のオレンジ色の【しるし】を付けることで開発を誘発恐れがあることから、【しるし】を外させていただきました。優良な田園風景が富良野市の魅力であることから、必要に応じて規制の検討をできるよう、前回の勉強会において方向付けされたとの認識であります。

資料1の71ページ、第5章の都市レベルの基本方針の説明に移ります。

72ページ 土地利用の基本方針 1) 都市

地域と農業、森林地域の明確な区分化を図り、自然と調和のとれたまちづくりについて、〈都市地域及びその周辺〉においては、●の1点目、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域については、特定用途制限地域の指定を基本としつつ、必要に応じて景観地区やその他の規制の導入を検討し、適切な土地利用を誘導します。ということで、今後の富良野市都市計画における土地利用制限に関しては、用途地域の指定が為されている地域は現在の用途地域区分を大前提として、まちづくりをすすめる考えであります。そして、用途地域の指定のない区域は特定用途制限地域の指定、そのほか地区指定などにより適切な土地利用の誘導を図ることとしています。以下、特に土地利用規制を考慮すべき地域として、下御料地区、扇山地区、学田三区について、基本方針をまとめています。

〈農業地域、森林地域〉について、清水山、なまこ山、スキー場周辺を森林地帯として、大沼地区、扇山地区、下五区を農業地域として保全することを掲げています。なお、都市計画区域内の部分に特化して言及していますので、例えば、鳥沼地域なども農業地域として積極的に保全する考えではありますが、マスタープランでの表現には出てこないということをご理解ください。

2) 自然と調和した観光リゾート整備に向けた適切な誘導について、●の2点目では下御料地区における特定用途制限地域の見直しなどの検討、●の3点目では清水山周辺での規制内容の検討について方針としています。

73ページ 3) 長期的な視野に基づいた市街地内の土地利用の促進について、〈住宅地〉に関する記述は、第6章 地区レベルの基本方針と重複しますので説明を省略し、商業地に関する記述についても、このあとの市街地整備の基本方針などとも重複しますので、省略させてい

たきます。

74ページ 工業地については、花園・学田・市場周辺や扇山地区における工業地としての土地利用について、継続して工業地として維持していく考えのもと、方針をまとめています。

4) 効率的な土地利用規制による良好な市街地形成については、●の3つ目 工業地については特別用途地区等を活用し、工業地として合理的な土地利用の誘導を図ります。としています。この意味合いとしては、富良野市における特別用途地区は一つ前の項目にありますように「大規模集客施設の立地を制限する」ための特別用途制限地区が条例で定められていますが、他自治体においては、工業地に住宅が混在しないよう【特別工業地区】を定めているケースがあります。富良野市においても、必要に応じて特別用途地区等の見直しができるよう方針化しています。

ここまでの、土地利用の基本方針となります。都市計画の全体的な方針の要素がありますので、このあとの方針と重なる点があることをご了承ください。

76ページ 市街地整備の基本方針についてです。中心市街地の活性化と再整備については、中心市街地活性化基本計画の取り組みを継承しつつ、また、国が示す市街地整備のあり方に準拠した取り組みを進めます。

1) の●の3つ目については、中心市街地への都市機能の集約による、全市的な生活利便性の向上を図ることとしました。事前配付の際には「中高層住宅の建設を誘導」する旨がありましたが、マルシェ2の敷地内にあるマンションのような階層の建物を連想させますので、文言修正したところですが、今後の市街地整備に対する考えとしては、歩いて暮らせる、歩きたくなる市街地整備ということで、広場などのオーブ

ンスペースの整備など面的・時間的につながりをつくることを創造していきたいと考えています。

3) 用途地域内の大規模未利用地の開発整備を誘導する点については、●の1つ目としまして、西町、北斗町、新富町、東雲町の用地について、現在の市街地内部の低密度化などを予防する観点から、当面農地としての利用を継続します。●の2つ目の学田及び北斗町の工業地については、現在の用途地域を基本として工業地を維持する考えではありますが、積極的に工業地としての開発をすすめる考えが無いことから、項目を削除するものでございます。

77ページ 4) については、北の峰や御料地区などのリゾート地区における考え方を修正しています。修正後の内容を読み上げますと、リゾート地区の観光と地域振興促進に向けた開発整備に努めます。とし、観光振興だけではなく地域振興も図っていくことを示しています。とりわけ、下御料地区の開発が進むことを見据え、周遊観光の拠点と地方居住に対応した住宅などの開発整備に努めることとしています。

5) 公営住宅の再整備とスポンジ化対策について、●の2つ目には空き家・空き地の利活用について課題ととらえていますので、まちなみの更新とスポンジ化対策を推進する方針を示しています。

78ページには、市街地整備の基本方針図により、方針で示した場所を示しています。図面上、「工業振興の開発整備」という文言を削除し、「観光振興と移住の誘導」という文言を本文の修正に伴い変更をいたします。

79ページ 交通体系の基本方針についてです。1)・2)・3) では幹線道路の整備方針を示しています。また、3) では富良野市未着手都市計画道路の見直しと整備を進めることとし

ています。後ほど、未着手都市計画道路の説明をいたします。次に東西市街地間のアクセス確保について、前回の審議会での議論を踏まえ、鉄道の動向や街なみへの影響を計りつつ、整備の可能性を検討することとしています。

80ページ 6) 時代に即した持続可能な公共交通体系については、4つの文章をまとめた表現に修正しました。公共交通を所管する企画振興課と調整し、都市計画マスタープランには「持続可能な公共交通体系をめざす」といった大きな方針を示すこととしました。

81ページには、交通体系の基本方針図を示しています。グレーの太線が自治体間をつなぐ地域高規格道路、オレンジの線が一般道路(国道)、黄緑色の線が市街地道路、青色の線が郊外道路を示しています。

82ページ 自然環境及び公園緑地の基本方針についてです。前回の審議会で意見もありました緑化推進については、3) 公共空間の緑化推進を盛り込んでいます。また、個人住宅における緑化推進については第6章 地区レベルの基本方針で記載をしています。ここでは、第2次都市計画マスタープランのキャッチフレーズ「まちごと公園に向けて」をどのように残していくかということで、表現方法について、別紙のとおり提案しています。表現方法の案は3点ありまして、1つ目が82ページに表現した内容、2つ目が基本方針の先頭に総合的なコンセプトとして掲載する内容、3つ目に自然環境及び公園緑地の基本方針の最後に 7) として追記するものです。事務局としては、まちごと公園の理念がマスタープランの随所に盛り込まれていることから、82ページの表現にとどめています。

84ページには、自然環境及び公園緑地の基本方針図を示しています。●で色分けし、公園の分布を示しています。公園の配置については、

概ね整備が完了しているものと認識しております。現在の都市計画区域内の公園及び緑地については27ページに詳細が掲載されていますので、のちほどご確認ください。

85ページ その他都市施設の基本方針についてです。1) 公共下水道について、施設や管渠の長寿命化、雨水による浸水対策、排水及び処理区域の適正化を方針としています。また、3) 市場については施設を所有する民間事業者との連携により、適切な機能維持に努めます。

86ページ 都市防災の基本方針についてです。1) 災害を想定した防災ネットワークの構築については、輸送路や避難路の確保、避難場所や避難所など収容規模の適正化、公園緑地における防災機能の強化を図ることとしています。2) 土地利用規制と防災性の向上については、土砂災害特別警戒区域については、後ほど箇所を含めてご説明いたします。●の4つ目には、浸水するおそれのある区域については住宅地の整備を慎重に判断することとし、すでに住宅地となっている場合は防災・減災対策を検討することとしています。3) ライフラインの確保と耐震化については、主要な公共施設での停電対策を進める方針であります。

87ページには、都市防災の基本方針図があります。富良野市防災マップに基づき、1000年に1度の大雨で水の深さが3m以上の部分をピンク色、5m以上を濃いピンク色に示しています。富良野市防災マップでは、建物の2階部分まで浸水する可能性のある場所、この図面ではピンクの箇所は集団避難に備えた対応が必要とされています。図面上の白色の箇所が浸水しないというわけではなく、1000年に一度の雨量の場合は、北の峰や大沼、駅周辺を除いて多くの場所で0.5m～3mまでの浸水の可能性があるということが防災マップで確認することができます。

88ページ 都市景観の基本方針についてです。修正箇所が多くなって大変申し訳ありませんが、修正した意図として、「自然と暮らしが共生する」「観光と暮らしが共存する」「市民や団体、事業者などとの連携により景観づくりを持続的に進める」ということを、富良野市景観計画に基づき修正を加えています。

89ページには、都市景観の基本方針図を示しています。ここでは、富良野市景観計画に基づく5つの景観エリアを示しています。

ここで一旦説明を終わります。

(会長)

ただ今の説明について、ご質問をうかがいます。
＝質問なし＝

(会長)

意見・感想も含めて委員のみなさんから発言をお願いします。

(荏原委員)

景観や緑地について、清水山・北の峰など含めて今後の動向を見守っていきたいと思います。

(水間委員)

77ページ 4) では「開発整備に努めます」とありますが、リゾート地区の開発をすすめる主体は行政ではないことから、「開発整備に努めます」という言葉に違和感があります。

(渋谷委員)

76ページ 「ウォークブル」「スポンジ化対策」などの新たな言葉には注釈をつけてほしいと思います。

77ページ 公営住宅に関する記述において「低所得者と高齢者などが・・・」という表現ではなく「多様な世帯の暮らしを支える住宅環境」といった表現に修正すべきと考えます。

79ページ 富良野市未着手都市計画道路の見直し方針については、現在の委員のみなさんがその当時の議論に参画されていなかったことから不明な点があるので、どの道路がどのようにな

っているのか、まだ着手されていないのか、といった説明をお願いしたいと思います。

86ページ 2) 土地利用規制とあわせた防災性の向上において、現在、国では土砂災害特別警戒区域の指定箇所は、新たな開発を許可しないとされているように思います。「市街化の抑制を原則とし」となっていると、開発ができる可能性があるため、表現方法を見直してはいかがでしょうか。また、河川洪水に関係するのですが、堤防が決壊した場合に危険がある場所について、87ページの図で表現すべきでないでしょうか。

(松下委員)

修正箇所が示され、現在の状況に合っていると理解できました。

(及川委員)

72ページ 1) 〈農業地域、森林地域〉の記載において、「良好な農地」という表現について、「優良農地」に変更いただきたいと思います。保全しながら活用する、活用しながら保全する、活用しなければ意味がないという点で修正をお願いしたい。

避難路・輸送道路について、高規格道路も避難路や輸送道路になると思います。また、水害時において高規格道路は高い場所にあるので、一時的な避難場所になるのではないかと考えています。

76ページ 3) 大規模未利用地における農地利用について「暫定」という表現は削除すべきです。

(年代委員)

防災に関して、電気・水道・下水道などのライフラインの耐震性と合わせて、情報通信環境の対策も記載されても良いのではないのでしょうか。

(家次委員)

20年先を見て考えるということだが、非常に難しいと感じた。

(浦田委員)

都市防災において、情報通信に関する記載があっても良いと思います。

(山田委員)

ライフラインの確保として、水の確保を心配しています。水源は中五区にあるので、橋・川を渡って水が送られているので、地震によって橋が倒壊するなど心配しています。

(事務局)

橋梁の耐震化はされていますので、震度8まで倒壊しないようになっています。安心してください。

(藤本委員)

マスタープランは事業計画ではないので、「誘導」という言葉が気になっています。「促進する」といったような表現を使ってはどうかと思います。

キャッチフレーズ「まちごと公園」について、こだわらなくても良いのかなあと感じています。「まちごと公園」には、緑化や公園整備ということだけではなく意味合いがありますし、今提案されている内容において、その理念は含まれているように感じています。「まちごと公園」という文言をいれると説明が必要になってしまいますので、表現を残さないというのでも良いのではないのでしょうか。

(藤本委員)

以上、委員のみなさんの感想を踏まえて、事務局での文言修正をお願いします。

=休憩= 14時30分～14時40分

(藤本委員)

それでは再開します。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

このあとの説明については、第6章地区レベルの基本方針を確認したのち、補足資料に基づき、未着手都市計画道路を含めて、抑えるべき課題箇所を説明いたします。

91ページ 第6章 地区レベルの基本方針について説明させていただきます。

92ページ 地区区分の設定については、地形的条件やまちの成り立ちなどを考慮し、前回の第2次都市計画マスタープランと同様に、駅西地区、駅東地区、北の峰地区、市街地周辺地区の4地区としています。駅西地区は、駅前など都市機能の集積地と住宅地が共存する市街地としています。駅東地区は、閑静な住宅地が大部分を占め、花園工業団地が配置された市街地としています。北の峰地区は、住宅地のほか、観光関連施設、学田工業団地が配置された市街地としています。市街地周辺地区は、一部で観光的利用が進められている地区で、市街地を取り囲む森林や農地となっています。

93ページ以降、地区ごとの基本方針を示しています。駅西地区の基本方針について、削除・修正した項目を中心に説明をいたします。まず中心市街地の再整備において、中高層住宅の整備については、都市レベルの基本方針でもご説明したとおり、マルシェ2の敷地内にあるマンションのような階層の建物を連想させますので、文言を削除したところです。

地域高規格道路のインターチェンジからの導入路の整備については、ふらの五条大橋から市街地に入るマルシェと国道38号線の交差点を想定していますが、右折斜線の整備などが完了していることから、項目を削除したところです。

雨水幹線の環境再生にあわせて、せせらぎのある水辺空間の整備、また、次のページの雨水幹線の改修と環境の再生に関しては、無頭川のあり方を示した内容ですが、ふらっと裏の「無頭川モール」が完成していることから、項目を削除しています。無頭川については市街地内の雨水幹線（下水）となっていることから、内水氾濫の防止のための整備を追記しているところです。

国道から中心市街地への導入路の整備についても、それぞれ整備が進んでいることから削除したものです。

用途地域規制の適正化については、公共施設の再整備に伴い、用途地域の適正化が必要になることから記載箇所を変更しています。具体的には、スポーツセンターが該当し、現在は第1種住居地域となっていますが、現在地での建て替えをする場合は用途地域の変更が必要になると考えています。

次に、住宅地の景観向上ということで、前回審議会での山田委員からの意見を盛り込み、庭先等を活用した住宅地の景観向上について掲載しています。

95ページには駅西地区の基本方針図を示しています。本文で修正となった項目について、記載を変更することとなります。

96ページ 駅東地区について、工業地の合理的な利用促進の記載については、工業地としての土地利用を促進する考えがあるように捉えられてしまうため、項目を削除しています。工業地の土地利用の考えとしては、98ページの北の峰地区にありますように、工業団地への住宅混在防止が主な考えで、その対策として特別用途地区の指定を進めるものとしています。

98ページの工業振興の開発整備に関しても同様の考えから削除することとなります。

100ページ 市街地周辺地区の基本方針についてです。修正箇所は文言修正のみとなっていますが、インターチェンジ周辺や清水山周辺の規制検討について記載しています。

続きまして、補足資料の説明をさせていただきます。

まず、無頭川についてです。1枚目の写真は、若葉町の泉公園周辺の住宅です。川沿いに住宅があることから、橋げたをかけて道路と住宅をつないでいます。2枚目の写真は、日の出町すざらん通りの裏に流れる無頭川です。こちらも建物のすぐ横を流れています。3枚目の写真は朝日町の創生橋、コダマ印刷さんの裏あたりです。川沿いの整備はされていますが、こちらも建物が近くにあ

ります。4枚目の写真は、桂木町のスポーツセンターと緑峰高校の間の箇所です。近年の大雨で氾濫の危険があった箇所となります。無頭川においては、市街地内での内水氾濫の危険があることから、優先順位を検討しながら整備を検討しています。

次に、都市計画道路の整備と見直しについてです。平成24年3月の未着手都市計画道路の見直し方針を確認しながら説明いたします。1枚目の写真は、国道237号線上から38号線を横断して、弥生通を見ている写真になります。見直し方針では、存続の方向で検討され、平成25年に幅員や線形を変更する都市計画決定がされています。2枚目の写真では、変更された幅員の状況を示しています。変更前の計画では、36メートルの幅員としていましたが、見直し後は16メートルの幅員としています。また、3枚目、4枚目写真では変更後の道路の計画として、現在のカーブと同じ線形を描くものと表現しています。見直し前の計画では、市場から若葉通に繋がるまでのルートで多くの建物の移転補償が必要となるものでした。

次に、若葉通のルート変更についてです。1枚目の写真は国道38号線から生協と札幌ドラッグストアの間を抜ける道路です。このように大きな店舗に挟まれていたことから、未着手道路の見直し方針では廃止に向けて検討することとなっていますが、廃止の条件として代替ルートを決める必要があるとされています。2枚目の写真は、計画どおりの幅員15メートルを確保しようとした場合、建物の支障が発生することを示しています。3枚目、4枚目の写真では、現在、道路ではない「敷地」が道路になることがわかります。

次に東雲通についてです。東雲通は、今年度整備中の道路で、1枚目の写真は農業共済組合のある、東雲通と東中通の交差点です。2枚目の写真が今年度整備された場所で、写真の手前側が中富良野方面ということで今後も整備がつづく予定です。3枚目の写真は道路整備と歩道整備の状況

を示しています。歩道の反対側は農地となっているため歩道はつけないこととしています。4枚目の写真は左手に向かうと自動車学校に抜ける道路で、交差点から先には黄金通の終点及び国道38号線方向を示しています。5枚目の写真は、黄金通との交差点で、6枚目の写真は根室本線の踏切をわたって、国道38号線に接続される計画であることを示しています。

次に新生通についてです。新生通は東雲通と黄金通を結ぶ都市計画道路で、未着手都市計画道路の見直しにおいては、廃止に向けて検討するとされています。しかしながら、東西市街地のアクセス確保に関係することから、今後のまちづくりの観点から別途検討することとなっていました。写真の1枚目は、左手に平間商店があり協会病院までの区間を示しています。2枚目の写真では、すでに都市計画決定されている道路の幅員は確保されていることを示しています。3枚目の写真では、協会病院の手前で黄金通との接続箇所を示しています。

次に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）にあたる「北二線川」周辺を説明します。写真1枚目は千葉荘周辺の状況です。2枚目の写真がホテルナトゥールヴァルトの山側から撮影したもので、「北二線川」の警戒区域は、北の峰スキー場につながる道路のあたりから都市計画道路である「北の峰通」に川がぶつかるまでのエリアとなっています。

次に下御料地区の白地地域についてです。1枚目の写真は御料本通（左手が山部、右手が北の峰地区）で、大規模な未利用地を示しています。2枚目の写真はすでに開発行為が完了し、道路整備もされている箇所となります。

次にインターチェンジ周辺の開発規制に関連して、北の峰インターチェンジ周辺を説明します。1枚目の写真は学田三区会館周辺で高規格道路の出入り口を示しています。2枚目の写真は国道38号線を左手に中富良野方面に地域高規格道路の整備がすすんでいる箇所を示しています。

次に清水山周辺の開発規制に関連して、国道237号線側から清水山を見上げた写真です。農地・山林・原野など混在しています。

最後に、本日9月30日の北海道新聞朝刊に上川管内の基準地価について掲載されましたので、その内容をお知らせします。内容は、富良野市北の峰町の1地点が4年連続で基準地価が上昇し、今年7月時点で8.9%上昇したこととなっています。こうしたことから、引き続き開発がすすむ可能性があるかと捉えております。

以上で説明を終わります。

(会 長)

それでは委員のみなさんから質問を受けたいと思います。

(及川委員)

治水対策・水害対策の関係で、93ページ96ページに掲載されています。無頭川の排水にも関係するかと思いますが、ベベルイ川・ヌッカクシプラノ川が車両センター(花園町)の裏あたりで合流し、その辺りで水が停滞して水位が上がるようになっていると思います。また、清水山のあたりの空知川との合流地点もそうですが、改修することによって水位があがらないようにできるのではないかと思います。無頭川の内水氾濫についても空知川の改修をすることによって緩和できると思います。そういった点も都市計画(マスタープラン)に強調した方が良いのではないのでしょうか。河川出口の改修によって水害の危険を解消できるのではないのでしょうか。

(事務局)

国や北海道に対して、空知川などの改修を要望していますし、今後も要望します。都市計画への掲載について検討します。

(及川委員)

95・97ページの基本方針図に「アクセス確保」という記載があるが、「アクセス確保の検討」という表現にしてはどうか。

(事務局)

前回の審議会での意見を踏まえ、東西アクセス確

保の検討について掲載しています。今後、鉄路のあり方も考慮し考えていきます。

(家次委員)

無頭川は扇瀬公園からポンプアップして水を流していると聞いています。扇瀬公園からのポンプアップを止めてしまえば内水氾濫を止めることができるのではないのでしょうか。

また、住宅が密集している箇所もありますが、具体的な無頭川の改修については、どのように行うのでしょうか。

(事務局)

扇瀬公園からの水は、夏場は旧上水道ポンプ場から取水して流している状況ですが、止めることも可能です。無頭川は下水道の雨水幹線となっていますので、雨が降った場合には市街地の水が無頭川に流れ込むということで内水氾濫が起こるようになっていきます。まちなかの側溝整備が進んでいくと無頭川に集まる水の量が増えるということになります。

具体的な無頭川の改修について、すずらん通の裏は土地がなく河川用地に建物が建設されているようなこともありますし、栄町や若葉町周辺では住宅に入るために道路から無頭川を渡らなければならない場所もあります。そのため、無頭川の改修方法については、暗渠化・ボックス化をして整備にしていくことなどが考えられますが、課題のある場所ごとに改修していくこととなります。

(渋谷委員)

雨が1時間雨量で30ミリを超えると東町周辺でも水かさが増えています。無頭川のカーブする箇所の手前側では流速が留まり、流れが悪くなるといったような原因は概ねわかっているかと思います。

(渋谷委員)

土石流の対策に関して、災害レッドゾーンなどの制限が変わってきていると思います。ホテルなども制限がかかってくると聞いていますので、最新の資料をもとにマスタープランの改定をお願いします。

(家次委員)

北1号川とベベルイ川の合流地点あたりでも氾濫することがあります。とくに北1号川の樋門を閉めると

氾濫しやすくなります。

(事務局)

北1号川の樋門の扱いについて、道河川でありますので北海道とも協議をしたいと思えます。

(会長)

本日は色々ご意見等いただきましたので、事務局には再度整理していただきたいと存じます。

その他

(事務局)

その他について2点お知らせします。まず1点目は、富良野市景観審議会委員に藤本会長が委嘱されていますことを報告します。富良野市の景観施策に関しては、平成30年度から令和元年度の2年間で、富良野市景観条例及び景観計画を議論し、策定段階から都市計画審議会より藤本会長に景観計画策定委員会委員の委嘱を受けていただいております。令和2年3月に条例及び計画の素案が完成し、6月に富良野市議会で富良野市景観条例(案)が可決され、8月から富良野市景観条例が施行されています。昨日9月29日に、富良野市景観条例第20条に基づき、藤本会長が富良野市景観審議会委員に委嘱されたところです。

つづきまして、2点目に今後のスケジュールにつきまして、ご説明いたします。富良野市第6次総合計画の策定状況との連動を図ることから、当初の予定よりも1ヶ月から2か月遅れることとなっています。具体的には議案1ページ『2. 経過と今後のスケジュール』をご覧ください。本日の審議内容を踏まえて、修正を加えたものを富良野市都市計画マスタープランの素案とし、北海道や開発局などの関係機関と協議を10月～12月に進めて参ります。関係機関協議の後、第4回都市計画審議会を開催し、素案の確認を経て、市長への答申を行います。答申の内容をもって、年明け1月に市民の皆様への周知と意見をいただくパブリックコメントを実施し、パブリックコメントの結果の共有や、意見に対する市からの回答

内容を2月中旬予定の第5回都市計画審議会で確認します。2月下旬にはパブリックコメントの結果を公表し、3月の完成をめざします。

閉会(15:40)

(事務局)

以上をもちまして、第60回富良野市都市計画審議会を閉会いたします。